CORPORATE GOVERNANCE

ODELIC CO.,LTD.

最終更新日:2018年7月6日 オーデリック株式会社

代表取締役社長 伊藤 雅人

問合せ先:取締役経営本部長 河井 隆

証券コード:6889

https://www.odelic.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、「あかり」を通じて豊かな生活文化の創造に貢献していくことを企業理念として、顧客価値、従業員価値、株主価値を高めていくことを目指 しております。これを実現するための迅速かつ的確な経営情報の把握と機動的な意思決定を可能とする経営体制の確立並びに透明性を確保す るためのチェック機能の充実及びアカウンタビリティの向上をコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則は全て実施しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新



氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社アマセクリエート	625,173	10.38
オーティアイ株式会社	430,000	7.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	342,400	5.68
オーデリック従業員持株会	205,354	3.41
伊藤惠美子	165,630	2.75
オーデリック取引先持株会	156,600	2.60
伊藤雅人	150,587	2.50
株式会社三井住友銀行	150,000	2.49
株式会社みずほ銀行	150,000	2.49
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	144,400	2.40

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 ^{更新}

平成30年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友アセットマネジメント 株式会社及びその共同保有者である株式会社三井住友銀行が平成30年4月13日現在で以下の株式を所有して いる旨が記載されているものの、三井住友アセットマネジメント株式会社につきましては、当社として平成 30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

	氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	券等保有割合(%)
=	三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階	161	2.64
ŧ	朱式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	150	2.46
	合計		311	5.10

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員 数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 ^{更新}	3名

会社との関係(1)^{更新}

氏名	属性				£	≹社と	:の関	係()			
以 有	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
石久保 善之	公認会計士											
田村 恵子	弁護士											
宮竹 直子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)^{更新}

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石久保 善之				公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任いたします。当社と石久保氏との間に利害関係はなく、上記「会社との関係」a~kのいずれにも該当しませんので、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

田村 恵子	弁護士として培われた専門的な知識・経験等を 当社の監査体制に活かしていただくため、社外 取締役として選任いたします。当社と田村氏と の間に利害関係はなく、上記「会社との関係」 a~kのいずれにも該当しませんので、一般株 主との利益相反が生じるおそれはないと判断 し、独立役員として指定しております。
宮竹 直子	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制に活かしていただくと共に、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたします。当社と宮竹氏との間に利害関係はなく、上記「会社との関係」a~kのいずれにも該当しませんので、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 ^{更新}

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会より要請があれば、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査等委員補助者を任命することとしております。また当該使用人の任命、異動、人事評価及び懲戒処分については監査等委員会の同意を必要とし、取締役(監査等委員を除く。)からの独立性を確保するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査につきましては、社長直属の内部監査室1名が担当しており、年度監査計画に基づき、子会社を含む各部門に対して監査を実施し、内部牽制の強化によるチェック機能の充実を図っております。監査の実施にあたっては、監査等委員会及び会計監査人との調整をおこなうものとしております。

また、監査等委員会は、会計監査人より監査計画や監査結果の報告を受けることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成25年6月27日の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、株式報酬型ストックオブション制度の導入が承認されました。 同制度は、取締役(監査等委員を除く。)の報酬額とは別枠にて、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30 百万円以内と設定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役(監査等 委員を除く。)に対し株式報酬型ストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明



2018年3月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

- ·取締役(監査等委員を除く。)の年間報酬総額216百万円
- ·取締役(監査等委員)の年間報酬総額12百万円(うち社外取締役(監査等委員)6百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を「役員報酬規程」に定めており、取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、株主総会が決定する 報酬総額の限度内において取締役会で決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の 限度内において監査等委員会の協議で決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会についての関係資料の提出、社内会議にて審議した重要事項の報告を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 歴新



当社の取締役会は取締役7名(監査等委員を除く。)及び監査等委員である取締役3名で構成されております。

取締役会は、原則として毎月1回開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業 務執行状況を監督しております。

監査等委員会は3名の監査等委員である社外取締役で構成され、独立性を確保した立場から経営全般における適正な監査を実施する体制を とっております。

内部監査につきましては、社長直属の内部監査室1名が担当しており、年度監査計画に基づき、子会社を含む各部門に対して監査を実施し、内 部牽制の強化によるチェック機能の充実を図っております。

当社は会計監査を担当する会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。EY新日本有限責任 監査法人及び当社の監査業務に従事する業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人は以下のとおりであります。

氏名:指定有限責任社員·業務執行社員 廣田剛樹 所属:EY新日本有限責任監査法人

氏名:指定有限責任社員·業務執行社員 天野清彦 所属:EY新日本有限責任監査法人

継続監査年数につきましては、全員7年以内であります。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

構成員を社外取締役とする監査等委員会を設置するとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることによ り、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実が図れると判断するため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第79期定時株主総会の招集通知は、平成30年6月4日(開催日の18日前)に発送し、6月 1日に当社ホームページへ掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第79期定時株主総会は、平成30年6月22日に開催し、集中日を回避しております。
その他	株主総会の報告事項及び決議事項については、株主様により理解しやすいように事業報 告や議案事項についてはビジュアル化した映像を使用して説明しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表自 自 よる 明 の 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催し、社長自らがアナリスト・機関投資家の皆さまに決算の内容、今後の事業戦略等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(https://www.odelic.co.jp)において、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等各種プレスリリースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内にIR担当者を配置しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO14001認証を取得しております。また、エネルギー消費の少ないLED照明の普及促進に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制を整備することについて、取締役会で次の通り決議いたしております。

- 1.当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、当社グループの取締役及び従業員を対象とした「オーデリック コンプライアンス・マニュアル」に基づき、その徹底を図る。
- (2)内部通報制度として、当社グループのコンプライアンス上疑義のある行為等について、取締役及び従業員が速やかに通報・相談する「オーデ リック ホットライン」を設置する。
- (3)社長直轄の組織として設置した内部監査室は、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性 等につき、定期的に内部監査を実施する。
- 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)取締役の職務執行に係る文書・情報等については「文書・情報管理規程」に基づき、文書・データ等の保存媒体に応じて保存・管理を行う。
- (2)取締役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。
- 3.当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社のリスク管理を体系的に定めた「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2)各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うとともに、リスク管理委員会にて全社的なリスクを網羅的に管理することとする。
- (3)子会社にリスク管理責任者を設置し、各社のリスク管理を推進する。
- (4)不測の事態が発生した場合には、対策本部等を設置し、適切かつ迅速に対応を行い、損害を最小限に止める体制を整える。
- 4.当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて 適宜臨時に開催するものとする。
- (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの担当取締役が経営計画に基づいた各部門の業務遂行体制の整備・維持を行う。
- (3)当社グループ各社の取締役が出席する「関係会社経営会議」を定期的に開催し、重要事項の審議を行う。
- 5.株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社グループ各社は、「オーデリックコンプライアンス・マニュアル」に基づき、コンプライアンス経営の推進に努めることとする。
- (2)子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、業務の適正確保に向けた管理を行うこととする。
- (3)子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うとともに、重要案件については事前協議を行うこととする。
- 6.監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項 (1)監査等委員会より要請があれば、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査等委員補助者を任命することとする。
- (2)監査等委員補助者の任命、異動、人事評価及び懲戒処分については監査等委員会の同意を必要とし、取締役(監査等委員である取締役を除 く。)からの独立性を確保するものとする。
- 7.取締役(監査等委員を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役(監査等委員を除く。)及び使用人は当社及び当社子会社の業務及び業績に影響を与える重要な事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為については、監査等委員会に速やかに報告するものとする。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて取締役(監査等委員を除く。)及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2)監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行うとともに、会計監査人や内部監査室とそれぞれ情報の交換を行うなど緊密な連携を図る。
- (3)監査等委員会に報告を行った取締役(監査等委員を除く。)及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (4)監査等委員から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査等委員の職務の執行に必要でないと 認められた場合を除き、これに応じるものとする。
- 8.財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法をはじめ関係法令等の定めに従い、全社統制、業務プロセスの統制活動を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、適正な運用に努めるとともに、必要な是正を実施する。
- 2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、取引を含めた一切の関係を遮断する。対応統括部署を総務部とし、警察当局及び顧問弁護士等と協力し、反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。
 - (1)経営者は、企業の信用にかかわる重要な課題と認識し、対応方針を企業グループ全体に示す。
 - (2)担当部署、担当者を広く社内に周知し、対応マニュアルなどを確立し、社員に指導・教育を行う。
 - (3) 反社会的勢力に対し、付け込まれる要因を作らない職場づくりの実現。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、投資家及び社会に対して事業・財務状況等の会社情報を、適時適切に開示することが重要な社会的責任であると認識し、社内体制の充実に努めております。本社管理部門を管掌する経営本部長を情報取扱責任者とし、総務部門、財務経理部門及び経営企画部門の各責任者との連携を図っております。

重要な決定事実につきましては、各事実を統括する各部門より情報取扱責任者へ報告され、必要に応じて顧問弁護士及び会計監査人のアドバイスを受けた上で、取締役会の審議・承認を経て、速やかに開示手続きを行います。

重要な発生事実につきましては、発生した事実、予想される事象について統括する各部門より情報取扱責任者に報告され、事実についての確認が行われます。情報取扱責任者は、発生した事実について代表取締役及び担当役員と協議をはかり、発生事実の適時開示の必要性について検討、必要に応じて顧問弁護士及び会計監査人のアドバイスを受けた上で、速やかに開示手続きを行います。

決算に関する情報開示につきましては、毎3月期を本決算とし、6月・9月・12月の四半期決算を合わせ、年4回の決算情報を開示しております。 決算財務数値は、取締役会の承認を経て、速やかに開示手続きを行います。

適時開示は、TDnetを用いて行った後、当社ウェブサイトに掲載しております。

情報開示後の投資家、報道機関等からの問い合わせにつきましては、IR担当部門である経営企画部が対応を行います。

